

## 令和6年度美濃市障害者就労施設等からの物品等調達方針

### 1 趣旨

本市では、「国等における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を策定する。

### 2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

### 3 適用範囲

この調達方針の適用範囲は市のすべての部局が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

### 4 調達の対象となる障害者就労施設等

本市において調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設とする。

#### (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく事業所・施設等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- オ 地域活動支援センター
- カ 小規模作業所

#### (2) 障害者を多数雇用している企業

- ア 障害者雇用促進法の特例子会社
  - イ 重度障害者多数雇用事業所（※）
- （※）重度障害者多数雇用事業所の要件
- ① 障害者の雇用者数が5人以上
  - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
  - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

#### (3) 在宅就業障害者等

- ア 在宅就業障害者等（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
- イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

## 5 調達対象となる物品等

### (1) 物品

- ・食品類（クッキー、パン、ケーキ等）
- ・農産物類（野菜、果物、観葉植物等）
- ・小物類（エコバック、廃油石けん等）
- ・その他障害者就労施設等が提供可能な物品

### (2) 役務

- ・除草、清掃作業
- ・箱詰め、梱包作業
- ・データ入力作業
- ・その他障害者就労施設等が提供可能な役務

## 6 調達目標

物品等の調達目標額 200,000円

## 7 調達の推進方法

- (1) 本市では、障害者就労施設等から提供可能な物品及び役務についての情報の収集を行い、この情報をもとに、各部署に対して障害者就労施設等への優先調達を行う。
- (2) 本市では、各部署より障害者就労施設等に発注可能な物品等の情報を収集し、障害者施設等にその情報提供を行う。
- (3) 各部署は(1)の情報に基づき、可能な限り障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。また、これまで調達実績のあるものだけでなく、実績のない物品等の調達にも努めるものとする。

## 8 調達方針及び調達実績の公表

調達実績については、当該年度終了後、実績の概要を取りまとめ、市のホームページ等で、公表する。

## 9 適用期日

この調達方針は、令和6年4月1日から適用する。